

○体操競技における留意点

競技体操は、決められた器械器具を使います。いくつかの指針では、器械器具を利用した後に都度消毒が奨励されていますが、例えばトランポリンや鉄棒、新体操のゆかフロアを利用者が使用した後に都度消毒することはその活動において非効率ですし、安全な利用に支障をきたす可能性が出てくると考えています。そのため、体操活動においては、器械器具の都度消毒ではなく、利用者から感染者や感染の疑いのある者を可能な限り排除することに主眼を置き、利用する前の利用者の消毒を徹底することを感染拡大防止対策の柱とすることを奨励します。なお、下記に示す利用者とは、選手のみならず指導者や審判員など、本会に登録する体操活動関係者全員となります。

1) 利用者が取り組むこと

a) 利用前の留意事項

- ・各校の登録生徒及び監督・引率者・保護者等の 2 週間分の体調を記録した体調記録表(別紙 1)をもと(学校保管)に、大会当日は、体調確認表(別紙 2)の提出を求め、健康管理を徹底する
- ・利用者は、日ごろから健康に留意した生活を送り、毎日午前と午後の検温と症状(咳、たん、鼻水、呼吸困難)などのチェックを「体調記録表」を活用して記録しておく。
- ・大声での発声、声援、又は近接した距離での会話等を行わないこと
- ・会話をする際はマスクを着用すること。
- ・ゴミは各自で持ち帰ること
- ・顧問は必ず、監督、引率者、登録選手及び保護者から大会参加の同意書(別紙 3)を取り、校長責任のもと申し込みを行う。同意書は各学校で保管すること
- ・利用者は、利用する前に、自身の体調がよくないと感じた場合、あるいは感染者やその疑いのある者との濃厚接触が疑われる場合、速やかに利用中止を判断する。
- ・利用者は、日ごろから感染症防止に関する正しい情報を確認し、感染拡大防止のため、自身について偽りのない情報を提供できる環境を構築する。

b) 活動場所(練習場)利用時の留意事項

- ・利用者は、入場直前、あるいは利用中、必要に応じて手洗いやうがいなどの感染防止で奨励される行動を実践する。
- ・利用者は、持ち込み品を最小限にとどめ、その衛生管理を徹底する。
- ・利用者は、3つの密を作らないように努め、活動場所の換気に気を配り、利用者間の近接した会話や不要な接触を避ける。
- ・選手以外のコーチ、スタッフ等は指導中のマスクを着用する。

・競技備品(炭酸マグネシウム等も含む)の利用に関しては、安全な練習利用に支障をきたす場合があるため、利用者自身の事前消毒を原則とする。なお、消毒液を散布する霧吹きは利用者が準備する。

c) 利用後の留意事項

- ・利用者は、手洗いやうがいなどの感染防止で奨励される行動を実践する。
- ・利用者は、持ち込み品を持ち帰り、その衛生管理を徹底する。

d) その他の留意事項

- ・活動場所への移動手段:感染リスクが高い移動手段を利用しないこととする。
- ・活動場所内の移動:活動場所と必要なエリア(フロア・トイレ・通路など)以外の移動を控える。
- ・活動以外では感染防止対策(マスクを着用するなど)を徹底する。
- ・活動場所入館に際しては、その入館のルール(検温や本人確認)に従う。
- ・活動場所特有の問題がある場合、留意事項として加えておく。
- ・観客の入場が可能な場合は、検温を行う。

2) 活動場所の管理者(担当者)が取り組むこと

a) 利用者の健康管理

- ・利用者による「体調記録表」の記録を徹底させる。
- ・利用者に対し、日常生活からの健康管理と感染防止対策の啓発に努める。
- ・利用者に対し、感染症防止に関する最新情報の提供に努める。

b) 活動場所、利用方法の管理

- ・多くの利用者の手で触れる機会が多い器械器具や設備(出入口のドアノブなど)、共有備品(掃除道具など)を清潔に保つ。
- ・出入口や窓を開放するなど、場内の換気など感染防止の環境を整える。
- ・同時に多くの利用者が入場しないように活動時間や活動方法を調整する。
- ・活動場所の施設並びに器械器具の安全確認報告書を定期的に作成し、必要に応じて提出できるようにしておく。